

市社協通信

～旭川市社会福祉協議会～

第 6 号

令和 3 年 10 月 29 日発行

〒070-0035

旭川市 5 条通 4 丁目 893 番地 1

旭川市ときわ市民ホール 1 階

TEL 0166-23-0742

FAX 0166-23-0746



日一日と秋が深まり、朝晩の冷え込みは、冬の訪れが刻々と近づいていることを感じさせられる季節となりました。

今回の「市社協通信～旭川市社会福祉協議会～」は社協における各種トピックスをご紹介します。

赤い羽根共同募金がスタートしました。

前日の大雨から一転して晴天となった 10 月 1 日、「赤い羽根共同募金」の開始にあたり、厚生労働大臣と中央共同募金会会長からの「メッセージ」と「赤い羽根」を伝達する「赤い羽根空の第一便伝達式」が、アッシュ（1 条通 7 丁目）で開催されました。旭川市議会中川議長、本会大沼会長を来賓に迎えた中、メッセージ伝達者である全日本空輸株式会社きた北海道支店の西田支店長から、旭川市今津市長及び旭川市共同募金委員会太田会長に「空の第一便」が伝達されました。



旭川市共同募金委員会 太田会長の挨拶



「空の第一便」を受け取る今津市長

伝達式終了後、さらに旭川市共同募金委員会副会長と「空の第一便」伝達式に参加された旭川市市民委員会連絡協議会女性部の皆さまが加わり、平和通買物公園で街頭募金活動を実施しました。緊急事態宣言が明けた直後にも関わらず多くの市民の皆さまから暖かい募金をいただきました。ご協力ありがとうございます。

赤い羽根共同募金は引き続き実施していますので、暖かいご協力をお願いします。



共同募金は、戦後間もない昭和 22（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。開始当初は、孤児救済や引揚者援護といった戦後復興の色彩が強く、福祉施設の設置などを中心に支援が行われていました。その後、時代の変化とともに、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。



社会福祉法人旭川市社会福祉協議会創立70周年 旭川市共同募金委員会発足75年 記念式典挙行

10月18日(月)にアートホテル旭川(7条通6丁目)において、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会創立70周年、旭川市共同募金委員会発足75年記念式典(記念事業実行委員長 市川勝己)が、「目くばり、気くばり、おもいやり 優しさあふれる旭川」を記念スローガンに開催されました。

例年であれば、基調講演や懇親会など、地域との連携を図る機会の一つとなっていたが、今回はコロナ禍の影響により規模を縮小し、本会会長及び旭川市共同募金委員会会長による功労者の方への表彰を中心に行われ、今後も関係機関、団体の協働による「地域共生社会」の実現に向けて誓いました。

旭川市社会福祉協議会及び旭川市共同募金委員会は、今後も、これまで以上に地域住民や多様な関係機関、団体等との連携を取りながら協働していく必要性があることを、改めて実感する一日となりました。

旭川市社会福祉協議会創立70周年・旭川市共同募金委員会発足75年

(記念スローガン)

目くばり 気くばり おもいやり 優しさあふれる旭川

宣言

今日、私たちが暮らす地域では、少子・高齢化や人口減の進行、経済環境の悪化、人間関係の希薄化などが背景となって、生活困窮者、孤独死、自殺者、虐待、引きこもりの発生や、放置空き家、ゴミ屋敷の出現など、様々な課題が生じています。合わせて日本の将来を担う子供の貧困、ヤングケアラーの問題も深刻です。そして、それらが複雑に絡み合う状況にもなっています。

加えて、昨年1月に日本に突然出現した新型コロナウイルスは、今なお私たちの地域福祉活動に大きな影響を与えています。また、最近では、集中豪雨、台風、地震などの自然災害も頻発し、市民もこうした災害とは無縁ではないと感じるようになっています。

こうした状況において、全ての市民が、それぞれの住む地域において、安心してその人らしい暮らしを続けることができる地域共生社会の実現のためには、これまで以上に地域住民や多様な関係機関、団体が連携、協働することが求められています。

本日の社会福祉法人旭川市社会福祉協議会は創立70周年、旭川市共同募金委員会は発足75年を契機として、地域共生社会を目指し、「目くばり 気くばり おもいやり 優しさあふれる旭川」をスローガンに、「地域福祉の推進」、そして「寄附文化の発展」に改めて努力することを誓います。

令和3年10月18日

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
旭川市共同募金委員会





各地区地縁組織の連携・協働 による地域福祉活動パネル展

9月28日(火)から10月7日(木)まで、旭川信用金庫本店「みんなのコーナー」において「各地区地縁組織の連携・協働による地域福祉活動」パネル展を開催しました。地域福祉活動を知っていただく機会となるよう、各地区において、地区市民委員会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会が連携して実施している地域福祉活動の写真を、パネルとして展示いたしました。今後もイオンモール旭川西（11月30日～12月5日）や旭川市役所などで開催する予定ですので、ぜひ一度ご覧ください。



旭川信用金庫本店「みんなのコーナー」での展示

旭川市と災害ボランティアセンターに関する協定締結 災害ボランティアセンター設置・運営訓練開催

10月23日(土)、旭川勤労者体育センターにおいて、旭川市今津市長と本会柏葉副会長の出席により、旭川市との間に「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」を締結しました。今回の協定締結により旭川市との連携が強化され、今後全市的な災害があった場合にも、災害ボランティアセンターの迅速な設置が可能となることが見込まれます。

締結式終了後、引き続き「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」が行われ、被災された方々への支援に当たって重要となるニーズの受付やボランティアさんの受付から終了までの一連の流れなど実践的な訓練を実施し、災害ボランティアセンター設置時の動きなどについての確認と今後に向けての改善点の洗い出しを行いました。災害時の対応をより迅速化できるよう、今後も継続して訓練を行っていく予定です。



協定締結式



設置・運営訓練の様子

中央地域包括支援センターが旭川勤労者福祉会館に移転しました。

地域包括支援センター（市内に11カ所）は介護保険法に規定された高齢者等の総合相談窓口ですが、本会は「中央地域包括支援センター」の設置・運営を平成18年度から旭川市より受託しています。中央地域包括支援センターの担当地域は「西地区・中央地区・大成地区・朝日地区」となっています。

「中央地域包括支援センター」はこれまで1条通9丁目（マルトクビル2階）にありましたが、相談される方の利便性を高めるため、9月21日から、旭川勤労者福祉会館1階（6条通4丁目／旧ロビースペース）に移転しました。相談がある方は、どうぞ気軽にお立ち寄りください。

（連絡先）中央地域包括支援センター
電話 23-6022



地域包括支援センターとは



介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健・医療・福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じている機関です。



スノーサポート隊の募集（活動にご協力いただける方）

近年の核家族と高齢化の進展の中で、自力での除雪が困難であるため、冬期間の生活に不安を感じる方々が年々増加しています。

このような、除雪に困っている高齢者等のお宅の除雪をお手伝いしていただける方を募集しています。

- ・ ボランティア活動に興味のある方
- ・ 冬の運動不足を解消する機会を欲しい方
- ・ 自分の住んでる地域で活動してみたいと思っ
ている方など

【内 容】冬期間（12月1日～3月31日）に、指定の除雪範囲（私有地）の除雪作業を行います。
（500円/30分を利用者から受領）
担当世帯は事務局にて皆さまの住所地等を勘案して調整させていただきます。

【申 込】旭川市社会福祉協議会（5条事務所）
電話 90-1449



旭川市社会福祉協議会（ボランティア振興基金・愛情銀行等）へ
いただいたご寄附一覧（R3.6.16～R3.10.7・順不同）

- 旭川要約筆記サークル「ひまわり」様 ▶ 只野 夢美 様 ▶ 中山 三枝子 様
- 中央地区市民委員会女性部 様 ▶ 大道芸人 ヨモ 様
- 永山南西地区市民委員会女性部 様 ▶ ダイエー（株）様
- 北日本コンピュータサービス（株）札幌営業所 様 ▶ （株）ダイナム 様

ありがとう
ございました

その他多数のご寄附をお寄せいただいております。個人の方（匿名を含む。）につきましては、ボランティアセンターホームページに、随時掲載しております。

→
→

